規　則

○個人情報保護委員会規則第四号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十九日

個人情報保護委員会委員長　丹野美絵子

個人情報の保護に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正後欄に二重傍線を付した部分で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者） **第六条**　法第二十条第二項第七号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　［略］ 二　外国において法第十六条第八項に規定する学術研究機関等に相当する者 三　外国において法第五十七条第一項各号に掲げる者に相当する者 （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） **第七条**　法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態 二～四　［略］ （個人情報保護委員会への報告） **第八条**　個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。 一～九　［略］ ２　［略］ ３　法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一　［略］ 二　法第百四十七条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合　別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法） （他の個人情報取扱事業者への通知） **第九条**　個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第七条各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。	（法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者） **第六条**　法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　［同上］ ［新設］ 二　外国において法第七十六条第一項各号に掲げる者に相当する者 （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） **第六条の二**　法第二十二条の二第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態 二～四　［同上］ （個人情報保護委員会への報告） **第六条の三**　個人情報取扱事業者は、法第二十二条の二第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。 一～九　［同上］ ２　［同上］ ３　法第二十二条の二第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一　［同上］ 二　法第四十四条第一項の規定により、法第二十二条の二第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合　別記様式第一による報告書を提出する方法（当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法） （他の個人情報取扱事業者への通知） **第六条の四**　個人情報取扱事業者は、法第二十二条の二第一項ただし書の規定による通知をする場合には、第六条の二各号に定める事態を知った後、速やかに、前条第一項各号に定める事項を通知しなければならない。